

(証券コード8041)
2020年6月8日

株 主 各 位

大阪市福島区野田二丁目13番5号
OUGホールディングス株式会社
取締役社長 勝 田 昇

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は控えていただきますよう強くお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後1時までには到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 大阪市福島区野田一丁目1番86号 大阪市中央卸売市場内
業務管理棟16階 大ホール
(本定時株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催場所が前回と異なっております。)
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第74期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第74期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.oug.co.jp>）に掲載させていただきます。

**本年は、株主総会へご出席される株主様への「お土産」の配布は取りやめとさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。**

※「新型コロナウイルス感染拡大防止のためのご来場自粛のお願い」につきましては次頁をご参照ください。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

<新型コロナウイルス感染拡大防止のためのご来場自粛のお願い>

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様におかれましては、ご自身の健康と安全面を最優先にご検討いただき、本総会へのご来場は控えていただきますよう強くお願い申し上げます。
- 議決権につきましては、書面（郵送）においても行使できますので、極力、議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- 当会場では、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少しますので、ご入場できない場合がございます。予めご理解のほどお願いいたします。
- 本総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願いいたします。
- 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備しますので、ご使用していただくようお願いいたします。
- 体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフからお声がけさせていただき、検温を行い、発熱等が見受けられる方は、入場をお断りさせていただく場合がございますので、ご理解のほどお願いいたします。
- 本総会では、開催時間を短縮するため、議場での報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知をご高覧いただきますようお願いいたします。
- 開催当日の状況に応じて、株主様の安全に配慮した感染防止のための措置をとらせていただく場合がございますので、ご理解のほどお願いいたします。
- 開催当日までの感染状況の変化等により、株主総会の運営について重大な変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.oug.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、第3四半期連結累計期間においては、景気の回復には中国経済減速の影響等により輸出や生産の一部に弱い動きがみられるものの、企業収益、雇用・所得環境、個人消費、設備投資は総じて堅調であり、全体として緩やかな回復基調にありました。

しかしながら、第4四半期に入ると、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による国内外の経済活動の停滞から、景気は急速に悪化しており、極めて厳しい状況にあります。

足元では、企業収益、雇用情勢、個人消費、輸出、生産に急速な悪化や弱い動きがみられます。消費者心理は、新型コロナウイルスの終息やその後の雇用・所得環境などの経済情勢の先行き不透明感から極めて厳しい状況にあります。また、消費者購買行動は、新型コロナウイルス拡大防止に伴う外出自粛から食料品などの日用品購買が中心になっていますが、節約志向は依然として続いています。

水産物流通業界におきましては、第2四半期連結累計期間においては、輸入水産物および国内水産物とも一部高騰魚種については価格調整局面にあったものの、総じて調達価格は高い水準にありました。第3四半期においては、価格調整が進行し販売価格は下落傾向にあり、また、サンマ等の不漁により販売数量が減少するなど収益確保が難しい状況にありました。第4四半期に入ると、特に3月頃から新型コロナウイルス拡大防止に伴う入国制限や外出自粛の影響により、外食・ホテル・百貨店関連の需要が急激に落ち込み、業種・業態の垣根を越えた販売競争が繰り広げられる中、極めて厳しい経営環境下にありました。

このような環境にあって、当社グループは、全体最適のグループ経営のもと、販売力・調達力の強化、顧客起点志向の追求、地域に対応したソリューションの提供、業務の効率化、諸経費の節減などに注力し積極的な事業活動を展開してまいりました。

当連結会計年度の経営成績は、売上高は3,198億13百万円（前年同期比98.3%）となりました。損益面では、売上総利益は230億22百万円（前年同期比97.2%）となり、営業利益14億39百万円（前年同期比60.9%）、経常利益16億21百万円（前年同期比64.7%）、親会社株主に帰属する当期純利益11億92百万円（前年同期比73.7%）となりました。

招集
通知

事業報告

連結計算書類
監査報告

計算書類
監査報告

株主総会
参考書類

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

<水産物荷受事業>

中央卸売市場を核とする集荷販売機能をもつ水産物荷受事業は、販売単価は若干上昇したものの取扱数量の減少により売上高2,001億83百万円（前年同期比95.7%）となり、間接経費全般の節減に努めましたが売上総利益率の低下によりセグメント利益10億9百万円（前年同期比64.9%）となりました。

<市場外水産物卸売事業>

全国各地を網羅する販売拠点を活かした幅広い流通網をもつ市場外水産物卸売事業は、一部魚種の相場下落等により販売単価は低下したものの販売数量の増加により売上高1,173億43百万円（前年同期比102.3%）となり、売上高の増加、売上総利益率の改善によりセグメント利益1億11百万円（前年同期はセグメント損失1億33百万円）となりました。

<養殖事業>

九州、四国にて、ハマチ、ブリ、マグロの養殖を展開する養殖事業は、販売単価は低下したものの販売数量の増加により売上高96億78百万円（前年同期比102.8%）となりましたが、販売費の増加などによりセグメント利益2億90百万円（前年同期比36.5%）となりました。

<食品加工事業>

消費地にある食品加工センターでの水産加工、量販店向けの米飯加工、カット野菜加工、飲食事業者向けの加工・調理サービスなどを行う食品加工事業は、販売数量の増加により売上高48億59百万円（前年同期比103.2%）となりましたが、売上総利益率の低下等に加え、新型コロナウイルスの影響による需要の減少によりセグメント損失2億6百万円（前年同期はセグメント損失65百万円）となりました。

<物流事業>

物流センターにおいて、搬入された水産物等を量販店等の配送先別に仕分け、自社便にて配送を行う物流事業は、取扱い数量の減少により売上高19億74百万円（前年同期比96.7%）、セグメント損失29百万円（前年同期はセグメント損失36百万円）となりました。

<その他>

グループの水産物流通を補完するリース事業等その他は、売上高50億88百万円（前年同期比98.1%）、セグメント利益1億26百万円（前年同期比139.8%）となりました。

セグメントの概況

事業セグメント	売上高	構成比	セグメント利益 又は損失(△)
水産物荷受事業	200,183 ^{百万円}	59.0%	1,009 ^{百万円}
市場外水産物卸売事業	117,343	34.6	111
養殖事業	9,678	2.9	290
食品加工事業	4,859	1.4	△206
物流事業	1,974	0.6	△29
その他	5,088	1.5	126
計	339,127	100.0	1,301
調整額	△19,313	—	138
合計	319,813	—	1,439

- (注) 1. セグメント利益又は損失(△)は、連結計算書類の営業利益と調整を行っております。
2. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資額は、16億23百万円であり、主なものは下記のとおりであります。

①全社セグメント：パソコンの入替	3億11百万円
②水産物荷受事業：サーバ機器の入替	68百万円
③市場外水産物卸売事業：食品加工場改修工事	2億73百万円
配送用冷凍車他車両運搬具の購入	1億39百万円
賃貸住宅の建設	72百万円
④養殖事業：社員寮の建設	95百万円
船舶の購入	41百万円
生簀設備の設置	74百万円
⑤食品加工事業：加工機械装置の購入	52百万円
⑥リース事業：リース用機械装置の購入	63百万円
リース用車両運搬具の購入	48百万円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、経常的な資金調達のみで、特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスが終息し、その後の国内外の経済活動が回復するには相応の時間を要するものと想定され、厳しい経済情勢が続くものと見込まれます。

水産物流通業界におきましては、新型コロナウイルスの影響により、仕入面では輸入水産物については調達が一部制約を受け、また、販売面では外食・ホテル・百貨店関連の需要低迷が継続し、海外での感染状況により輸出業務が滞るなどの事態が懸念されます。

このような状況の中、消費者の日常消費に対する節約志向は継続し、業種・業態の垣根を越えた販売競争が継続するなど厳しい経営環境下にあると予測されます。

当社グループは、新型コロナウイルスの感染拡大および業績への影響を最小限に抑えるべく注力します。あわせてコア事業である「水産物荷受事業」および「市場外水産物卸売事業」、また、コア事業を支える「養殖事業」の事業基盤の強化を図るとともに、グループ内の加工機能、物流機能を最大限活用し、グループ総合力の発揮により顧客が求める価値を提供してまいります。そのためにグループ一体的な取組みを更に推進していくことを踏まえ、グループ各社における経営管理体制および経営基盤の強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 71 期 2017年3月期	第 72 期 2018年3月期	第 73 期 2019年3月期	第 74 期 2020年3月期
売 上 高	320,401	323,913	325,268	319,813
経 常 利 益	2,151	1,613	2,505	1,621
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	1,742	△96	1,617	1,192
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	円 銭 316.37	円 銭 △17.50	円 銭 291.43	円 銭 214.88
総 資 産 額	72,656	76,146	78,657	70,414
純 資 産 額	21,087	20,426	21,692	20,992
1株当たり純資産額	円 銭 3,823.07	円 銭 3,679.26	円 銭 3,907.66	円 銭 3,782.19

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)については、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき、また、1株当たり純資産額については、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
2. 第71期については、「従業員持株E S O P信託」の導入により、その計算において控除する自己株式数に、従業員持株E S O P信託として保有する当社株式(37,200株)を含めております。なお、第72期の期中において、信託期間が終了したため、第72期、第73期及び第74期については、含めておりません。また、当該信託として保有する当社株式の期中平均株式数は、第71期45,175株、第72期22,925株であります。
3. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第71期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)、1株当たり純資産額を算定しております。
4. 第72期の親会社株主に帰属する当期純損失は、グループ統合基幹システムの開発中止に伴う無形固定資産除却損を特別損失に計上したことによるものであります。
5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第73期の期首から適用しており、第72期に係る総資産額については、当該会計基準を遡って適用した後の指標となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 う お い ち	百万円 2,000	% 100.0	水産物全般の販売および販売の 受託
株 式 会 社 シ ョ ク リ ュ ー	5,211	100.0	水産物全般の販売および加工
株 式 会 社 兵 殖	50	100.0	ハマチ、ブリ、マグロの養殖およ び販売・加工
舞洲流通センター株式会社	100	100.0	水産物等の仕分け・配送
関空トレーディング株式会社	20	100.0	水産物の加工および販売
株 式 会 社 ト ッ プ	10	100.0	保険代理業およびリース業
ダイワサミット株式会社	20	100.0	米飯加工および販売
株式会社トウニチ水産	20	100.0	刺身のケンを主体としたカット 野菜の加工および販売

(注) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

【特定完全子会社に関する事項】

- ① 特定完全子会社の名称および住所
株式会社ショクリュー
大阪市中央区日本橋一丁目22番25号
- ② 当社および完全子会社等における特定完全子会社の株式の事業年度末日における帳簿価額の合計額
11,032百万円
- ③ 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額
31,154百万円

(7) **主要な事業内容** (2020年3月31日現在)

当社の関係会社は、子会社17社および関連会社2社により構成されており、各種水産物の販売、養殖、加工、物流および保険・リース事業等を営んでおります。

(8) 主要な事業所および工場(2020年3月31日現在)

当 社 OUGホールディングス株式会社

所在地 大阪市福島区野田二丁目13番5号

名 称	所 在 地
株 式 会 社 う お い ち	大 阪 府 (大阪府 (大阪市福島区))
	東 部 (大阪府 (大阪市東住吉区))
	北 部 (大阪府 (茨木市))
	和 歌 山 (和歌山県 (和歌山市))
	滋 賀 (滋賀県 (大津市))
株 式 会 社 シ ョ ク リ ュ ー	本 社 (大阪府 (大阪市中央区))
	支 社 (東京都、愛知県、大阪府、福岡県)
	事 業 所 (北海道、宮城県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)
	工 場 (山口県)
株 式 会 社 兵 殖	本 社 (大分県 (津久見市))
	事 業 所 (高知県、長崎県、大分県、宮崎県)
舞 洲 流 通 セ ン タ ー 株 式 会 社	本 社 (大阪府 (大阪市此花区))
関 空 ト レ ー デ ィ ン グ 株 式 会 社	本 社 ・ 工 場 (大阪府 (泉佐野市))
株 式 会 社 ト ッ プ	本 社 (大阪府 (大阪市福島区))
ダ イ ワ サ ミ ッ ト 株 式 会 社	本 社 ・ 工 場 (大阪府 (大阪市此花区))
株 式 会 社 ト ウ ニ チ 水 産	本 社 ・ 工 場 (大阪府 (茨木市))

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,399名	8名減	44歳1ヶ月	16年6ヶ月

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
農林中央金庫	5,744 百万円
株式会社りそな銀行	3,807
株式会社三菱UFJ銀行	3,410
株式会社みずほ銀行	3,400
三井住友信託銀行株式会社	2,400

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,915,900株
 (2) 発行済株式の総数 5,562,292株 (自己株式11,830株を含む)
 (3) 株主数 11,487名
 (4) 大株主 (上位11名)

株主名	持株数	持株比率
マルハニチロ株式会社	745 千株	13.42 %
日本生命保険相互会社	265	4.77
農林中央金庫	263	4.75
株式会社りそな銀行	184	3.32
株式会社みずほ銀行	175	3.15
三菱UFJ信託銀行株式会社	151	2.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	144	2.60
OUGグループ従業員持株会	119	2.15
株式会社三菱UFJ銀行	115	2.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・ 株式会社大丸松坂屋百貨店退職給付信託口)	115	2.07
丸大食品株式会社	115	2.07

(注) 持株比率は、自己株式 (11,830株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	勝 田 昇	グループ経営推進担当、グループ戦略担当 株式会社うおいち取締役 株式会社シヨクリュー取締役会長
取 締 役	増 田 安 利	総合企画グループ、情報企画グループ担当 舞洲流通センター株式会社取締役 関空トレーディング株式会社取締役 ダイワサミット株式会社取締役
取 締 役	中 江 一 夫	経営基盤グループ・CSR担当 株式会社兵殖取締役 株式会社トップ取締役 株式会社トウニチ水産取締役
取 締 役	橋 爪 康 至	グループ戦略担当 株式会社うおいち代表取締役社長 社長執行役員
取 締 役	梅 島 信 也	グループ戦略担当 株式会社シヨクリュー代表取締役社長 社長執行役員
取 締 役	三 浦 正 晴	弁護士 銀座中央法律事務所代表 三井金属鉱業株式会社社外取締役
取 締 役	荻 野 義 明	株式会社越後鶴亀代表取締役社長
常 勤 監 査 役	玉 田 耕 也	
監 査 役	和 田 徹	弁護士 フェニックス法律事務所共同代表 ダイトロン株式会社社外取締役
監 査 役	伊 藤 博 通	株式会社うおいち監査役
監 査 役	小 竹 伸 幸	公認会計士 小竹伸幸公認会計士事務所所長

- (注) 1. 取締役三浦正晴および荻野義明の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役和田徹、伊藤博通、小竹伸幸の3氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役三浦正晴、荻野義明、監査役和田徹、小竹伸幸の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 4. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は下記のとおりであります。
 (1) 取締役荻野義明氏は、2019年6月27日開催の第73回定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。
 (2) 監査役富田英孝氏は、2019年6月27日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
 (3) 監査役小竹伸幸氏は、2019年6月27日開催の第73回定時株主総会において新たに監査役に選任され、2019年7月1日に就任いたしました。

5. 取締役三浦正晴氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役荻野義明氏は、経営者としての豊富な経験を有しており、企業経営に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役和田徹氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
8. 監査役伊藤博通氏は、長年の金融機関勤務で培った幅広い経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 監査役小竹伸幸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
10. 執行役員は次のとおりであります。

(地位)	(氏名)	(担当および重要な兼職の状況)
執行役員	岡田雅之	情報企画グループ 株式会社兵殖監査役
執行役員	山田稔	経営基盤グループ 舞洲流通センター株式会社監査役 関空トレーディング株式会社監査役

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区	分	支給人数 (名)	報酬等の額 (百万円)
取	締	7	99
(うち社外取締役)		(2)	(10)
監	査	5	35
(うち社外監査役)		(4)	(15)
計		12	135

- (注) 1. 1991年6月27日開催の第45回定時株主総会において取締役の報酬限度額は月額27百万円以内、監査役の報酬限度額は月額5百万円以内と決議いただいております。
2. 上記の支給人数および報酬等の額は、2019年6月27日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
3. 当事業年度において、社外役員1名が役員を兼任する子会社から役員として受けた報酬等の総額は12百万円であります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、以下のとおり取締役および監査役の報酬の内容の決定に関する方針を定めております。

①基本方針

取締役および監査役の報酬は、当社および当社グループの業容および世間水準等を勘案しつつ、特に取締役の報酬は、当社グループの業績向上へのインセンティブを高めることを主目的とした内容にしております。

なお、取締役の個々の報酬額は、独立社外取締役の関与・助言のもと取締役会の決議に基づき決定します。

②取締役の報酬に関する方針

取締役の報酬は、基本報酬として支給する固定報酬と会社および個人の業績結果に応じて支給する業績連動報酬から決定することとしております。

個々の業績連動報酬額は、役位別の業績連動報酬標準額に業績評価に基づき決定された支給率を乗じて算定します。

なお、社外取締役の報酬は、経営に関する独立性を維持するため、固定報酬のみを支給することとしております。

③監査役の報酬に関する方針

監査役の報酬は、当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責を負うことから、固定報酬のみを支給することとしております。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役三浦正晴氏は、銀座中央法律事務所代表、三井金属鉱業株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役荻野義明氏は、株式会社越後鶴亀の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役和田徹氏は、フェニックス法律事務所共同代表、ダイトロン株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役伊藤博通氏は、株式会社うおいちの監査役であります。同社は当社の連結子会社であります。
- ・監査役小竹伸幸氏は、小竹伸幸公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	三浦正晴	当期開催の取締役会14回のうち10回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
取締役	荻野義明	2019年6月27日就任以降に開催された取締役会10回全てに出席し、主に豊富な経験と高い見識を有する経営者としての見地から発言を行っております。
監査役	和田徹	当期開催の取締役会14回、当期開催の監査役会18回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	伊藤博通	当期開催の取締役会14回、当期開催の監査役会18回全てに出席し、長年の金融機関における業務経験で培った幅広い見地から発言を行っております。
監査役	小竹伸幸	2019年7月1日就任以降に開催された取締役会9回、監査役会12回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款の規定を設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬	13百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、担当取締役、経理部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、日本公認会計士協会の公表する上場企業監査人・監査報酬実態調査報告、当業界事業者の実績等を参考にして担当取締役より受理した「会計監査人の報酬等」について相当であると認め同意をしております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号の事由に該当する事実を認めた場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合能力等に問題が認められる場合、事前に合意した監査計画に基づき適切に監査が行われない場合、監査報告書の作成や報告義務が適正に履行されない場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を不再任といたします。

なお、解任の場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- i. 当社は、社外取締役を含む取締役会が取締役の職務執行を監督するとともに、社外監査役を含む監査役が内部監査部門である経営監査室と連携して取締役の職務執行を監査する。また、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化および業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。
- ii. 当社は、当社取締役会の下部組織として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社および当社子会社（以下「グループ会社」という。）のコンプライアンス経営の強化に取り組む。
- iii. 当社は、グループ会社の行動規範（「役職員の心得」）を定め、グループ役職員がコンプライアンスを徹底する行動を行うとともに、グループ「内部通報規程」を定め、グループ会社役職員が法令・定款等に違反する行為が行われた場合、または行われようとしていることを知った場合は内部通報窓口に通報できるとしている。この場合、グループ会社に、通報者に対して不利益な取扱いを行わないことを徹底する。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」を定め、取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、保存、管理する。取締役および監査役は同規程によりいつでもこれらの文書を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i. 当社は、グループ会社の「リスク管理規程」を定め、当社コンプライアンス委員会を設置し、その事務局が統括的に管理する。
- ii. 当社は、当社コンプライアンス委員会において、リスク管理に関する計画および実施状況等から抽出した課題等を審議する。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規程」、「職務分掌規程」、「稟議規程」等に基づき取締役の職務執行手続を定め、取締役の職務執行が効率的に行われるための体制を構築する。

また、グループ戦略を実現するため、代表取締役社長の諮問機関として経営会議を設置し、経営環境の変化に対応する体制を構築する。

⑤ 子会社の取締役等・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- i. 当社は、グループ行動規範（「役職員の心得」）をグループ会社役職員に周知徹底する。
- ii. 当社は、グループ会社役職員に対し、コンプライアンス研修等を行い、コンプライアンスを徹底する組織文化の醸成を図る。
- iii. 当社は、当社コンプライアンス委員会において、子会社からコンプライアンスに関する計画および実施状況等について報告を受け、課題等を審議する。
- iv. 当社は、子会社においてコンプライアンスに関する重要事項等を審議する体制を整備する。
- v. 当社経営監査室は、グループ会社の内部統制システムの整備について統括し、指導を行う。
- vi. 当社経営監査室は、グループ会社の法令遵守状況等について内部監査を計画的に実施する。
- vii. 当社は、グループ会社の内部通報窓口を社外弁護士および経営監査室に設置する。
- viii. 子会社の子会社（孫会社）については、当該子会社が孫会社管理に関する規程を定め、当該孫会社を統括的に管理する。

⑥ 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- i. 当社は、子会社管理に関する規程として「関係会社管理規程」を定め、事前協議事項および報告事項を明示し、子会社に、事前協議事項については子会社の取締役会決議その他意思決定の前に当社と協議を行うことを、報告事項については遅滞なく報告を行うことを義務づける。
- ii. 当社は、子会社に、定期的に業績および取締役の職務執行等についての報告を行うことを義務づける。

⑦ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i. 当社は、「リスク管理規程」を定め、子会社にリスク管理に関する計画および実施状況等について報告を行うことを義務づける。
- ii. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の代表取締役等に、グループ会社の「リスク管理規程」に掲げるリスクが顕在化した場合は、当社へ直ちに報告を行うことを義務づける。

⑧ 子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i. 当社は、「予算管理規程」を定め、毎事業年度ごとにグループ会社およびグループ全体の予算・戦略施策について統制する。
- ii. 当社は、当社経営会議においてグループ全体の経営戦略について審議し、策定する。

⑨ 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および指示の実効性の確保に関する事項

- i. 当社は、当社監査役から請求があったときは、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役と協議の上、決定する。
- ii. 監査役の職務を補助すべき使用人は、補助すべき期間中は監査役の職務の補助に専従し、取締役および他の使用人の指揮・命令を受けないものとする。
- iii. 当該使用人の補助すべき期間中の人事評価等については、監査役と協議の上、実施する。

⑩ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、当社役職員に、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生するおそれがあることを知ったときは、当社監査役に速やかに報告を行うことを義務づける。

また、当社役職員に、当社監査役から業務執行等に関する報告を求められたときは、速やかに報告を行うことを義務づける。

⑪ 子会社の取締役、監査役、使用人等を含めた当社の監査役に報告するための体制

- i. 当社は、子会社役職員に、当社監査役から業務執行等に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行うことを義務づける。
- ii. 当社は、子会社において「リスク管理規程」等に掲げるリスクが顕在化した旨の報告を受けた場合、当社監査役に直ちに報告する。
- iii. 当社経営監査室は、当社監査役にグループ会社における内部監査、コンプライアンス等に関する現状を定期的に報告する。
- iv. グループ会社の内部通報制度の担当部署である当社経営監査室は、グループ会社役職員からの内部通報の状況を、当社監査役に定期的に報告する。

⑫ 監査役への報告者が不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、グループ会社に、当社監査役への報告を行ったグループ会社役職員に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないことを徹底する。

⑬ 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

⑭ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- i. 当社は、当社監査役が、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため取締役会のほか経営会議、その他重要な会議に出席するとともに、社内稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧する体制を構築する。
- ii. 当社は、当社監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。
- iii. 当社は、当社経営監査室が、当社監査役に事業年度の内部監査計画の策定および結果について報告を行う体制を構築する。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取組み

- i. 取締役会を14回開催し、取締役の職務執行を監督するとともに、監査役は経営監査室と連携し、取締役の経営上の重要事項の意思決定の過程および職務執行の状況を監査しました。
- ii. コンプライアンス委員会を2回開催し、グループにおけるコンプライアンスの取組状況を報告するとともに、コンプライアンス研修他諸施策を実施しました。
- iii. 「内部通報規程」に基づき内部通報窓口を設置し、グループ役職員に周知するとともに、通報者の保護に配慮しつつ、所要の対応を行っています。
- iv. 「文書管理規程」に基づき取締役会議事録はじめ業務に関する文書を作成するとともに、取締役、監査役は必要に応じ閲覧しています。

② リスク管理に関する取組み

- i. 「リスク管理規程」および「関係会社管理規程」に基づきグループ全体の体系的な管理を行っています。
- ii. コンプライアンス委員会においてグループ会社におけるリスク管理に関する取組みの報告を審議しました。なお、取組状況については経営監査室が監査しています。

③ 取締役の効率的な職務執行の取組み

- i. 「取締役会規程」「職務分掌規程」等に基づき、取締役は担当職務を執行しています。各取締役は、子会社を含む各事業の業務執行の状況について、四半期毎に取締役会への報告を実施しています。
- ii. 「経営会議」を12回開催し、経営環境の変化を踏まえた中期的な経営の戦略やその実行方策を審議しました。

④ 子会社管理に関する取組み

- i. グループ社長会を11回開催し、重要事項の報告、情報共有、意見交換を行いました。
- ii. 直接子会社8社について、役員を派遣し、経営、事業活動の監督・監査等を行っています。
- iii. 各子会社において、責任者の設置など所要のコンプライアンス体制を整備するとともに、「OUGグループ行動規範」の徹底、コンプライアンス研修の実施などに取り組みました。取組状況については報告を受け、コンプライアンス委員会において審議を行いました。
- iv. 経営監査室は、年度計画に従い子会社を監査するとともに、内部統制上の所要の指導を行っています。また、諸リスク顕在化時には、「リスク管理規程」に基づき再発防止策を含む所要

の報告を受けています。

- v. 「関係会社管理規程」に定める事前協議事項、報告事項について、各子会社から申請・報告を受けています。
- vi. 「予算管理規程」に基づき、各子会社に対し予算統制を図るとともに、各子会社から定期的に業績や見通しの報告を受けています。

⑤ 監査役監査に関する取組み

- i. 監査役会を18回開催するとともに、監査役は取締役会（14回）、経営会議（12回）、コンプライアンス委員会（2回）など重要な会議にすべて出席し、社内稟議書など重要な文書を閲覧しました。また、代表取締役との意見交換会を定期的に行っています。
- ii. グループ会社の役職員は、求めに応じあるいはリスク顕在化時に、監査役に所要の報告を行っています。
- iii. 監査役は、グループの内部監査の計画と結果、コンプライアンスの取組状況、内部通報の状況を定期的に経営監査室から報告を受けています。
- iv. 監査役は、会計監査人から法令に基づく事業年度の監査結果についての定期報告（4回）を受けたほか、適宜、会計監査人から監査状況の聴取や意見交換を行っています。

『反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその状況』

当社は、「OUGグループ行動規範」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、また、不当な要求は一切排除する旨を定め、グループ役職員にその遵守を求めています。

今後とも、警察関連機関と連携し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨みます。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	52,650	流 動 負 債	39,681
現金及び預金	2,147	支払手形及び買掛金	17,845
受取手形及び売掛金	25,918	短期借入金	14,469
商品及び製品	23,783	1年内返済予定の長期借入金	3,071
仕掛品	0	リース債務	68
原材料及び貯蔵品	285	未払法人税等	267
その他	613	未払消費税等	147
貸倒引当金	△97	賞与引当金	718
		その他	3,092
固 定 資 産	17,764	固 定 負 債	9,740
有形固定資産	11,285	長期借入金	6,430
建物及び構築物	2,614	リース債務	6
機械装置及び運搬具	1,432	繰延税金負債	4
工具、器具及び備品	732	再評価に係る繰延税金負債	245
土地	6,481	退職給付に係る負債	2,472
リース資産	12	役員退職慰労引当金	128
建設仮勘定	11	資産除去債務	166
		その他	286
無形固定資産	308	負 債 合 計	49,421
投資その他の資産	6,170	純 資 産 の 部	
投資有価証券	4,396	株 主 資 本	21,013
関係会社株式	16	資 本 金	6,495
長期貸付金	84	資 本 剰 余 金	6,090
退職給付に係る資産	82	利 益 剰 余 金	8,455
破産更生債権等	293	自 己 株 式	△27
繰延税金資産	762	その他の包括利益累計額	△21
その他	858	その他有価証券評価差額金	718
貸倒引当金	△324	繰延ヘッジ損益	8
		土地再評価差額金	△443
資 産 合 計	70,414	退職給付に係る調整累計額	△304
		純 資 産 合 計	20,992
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	70,414

招集ご通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		319,813
売上原価		296,791
売上総利益		23,022
販売費及び一般管理費		21,583
営業利益		1,439
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	117	
補助金収入	47	
受取賃貸料	42	
その他	196	407
営業外費用		
支払利息	195	
その他	30	225
経常利益		1,621
特別利益		
固定資産売却益	331	
受取保険金	7	338
特別損失		
減損損失	61	
災害による損失	60	
固定資産除却損	53	
投資有価証券評価損	14	189
税金等調整前当期純利益		1,771
法人税、住民税及び事業税	426	
法人税等調整額	151	578
当期純利益		1,192
親会社株主に帰属する当期純利益		1,192

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2019年4月1日残高	6,495	6,090	7,508	△25	20,069
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△333		△333
親会社株主に帰属する当期純利益			1,192		1,192
土地再評価差額金の取崩			86		86
自己株式の取得				△2	△2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	946	△2	944
2020年3月31日残高	6,495	6,090	8,455	△27	21,013

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	その他の利益 累計額合計	
2019年4月1日残高	2,034	4	△356	△60	1,623	21,692
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△333
親会社株主に帰属する当期純利益						1,192
土地再評価差額金の取崩						86
自己株式の取得						△2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1,315	3	△86	△244	△1,644	△1,644
連結会計年度中の変動額合計	△1,315	3	△86	△244	△1,644	△699
2020年3月31日残高	718	8	△443	△304	△21	20,992

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
- 連結子会社の数 16社
主要な連結子会社の名称
㈱うおいち
㈱シヨクリュー
- (2) 非連結子会社の名称等
- 非連結子会社の名称
DAIEI TAIGEN (THAILAND) CO.,LTD
(連結の範囲から除いた理由)
DAIEI TAIGEN (THAILAND) CO.,LTDは、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社の名称
- 該当事項はありません。
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等
- 主要な会社の名称
(非連結子会社)
DAIEI TAIGEN (THAILAND) CO.,LTD
(関連会社)
大阪府中央卸売市場水産物精算㈱
(持分法を適用しない理由)
DAIEI TAIGEN (THAILAND) CO.,LTD及び関連会社2社は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

主として定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③役員退職慰労引当金

子会社は、役員（執行役員を含む。）の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準 リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。振当処理の要件を満たす為替予約については、振当処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引
ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

③ヘッジ方針

外貨建金銭債権債務に係る将来の為替レート変動リスクを回避するため、原則として、個別取引ごとにヘッジ目的で為替予約取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約においては、取引すべてが将来の購入予定に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性の評価は省略しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）にわたり均等償却しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～11年）による定率法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

③連結納税制度の適用

当社及び連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

④連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

流動資産の「その他」	8百万円
投資有価証券	1,694百万円
計	1,702百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,590百万円
1年内返済予定の長期借入金	711百万円
流動負債の「その他」	19百万円
長期借入金	1,293百万円
計	3,614百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

14,316百万円

3. 事業用土地の再評価

連結子会社(株)ショククリューは、土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 470百万円

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、主として部門別管理会計区分を減損損失を把握するグルーピングの単位としております。ただし、継続的に収支の把握を行っている支店、営業所等は各拠点グルーピングの単位としております。本社等特定の部門との関連が明確でない資産は共有資産とし、それ以外の賃貸用資産及び遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングしております。そのうち、営業収支のマイナスが継続している拠点や時価が著しく下落している遊休資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額61百万円を減損損失として計上しております。

減損損失の内訳は以下のとおりであります。

事業用設備	京都府久世郡久御山町	建物、機械装置	48百万円
事業用設備	大阪市福島区他	工具、器具及び備品他	12百万円

なお、各資産の回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。正味売却価額は不動産鑑定評価額及び公示価格等に基づき評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	5,562,292株	－	－	5,562,292株
合計	5,562,292株	－	－	5,562,292株
自己株式				
普通株式	11,002株	828株	－	11,830株
合計	11,002株	828株	－	11,830株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加828株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	333,077,400円	60.0円	2019年3月31日	2019年6月28日

3. 連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2020年6月26日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議しております。

株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
普通株式	333,027,720円	利益剰余金	60.0円	2020年3月31日	2020年6月29日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に養殖事業、食品加工事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。短期借入金は主に営業取引に係る運転資金の確保を目的とした資金調達であり、長期借入金は主に設備投資を目的とした資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4. 会計方針に関する事項(6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、管理部門が主な取引先の信用調査、取引先別の期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状態の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、相手先の契約不履行によるリスクを軽減するために、信用度の高い金融機関等とのみ取引を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建営業債権債務について、為替予約取引を利用して、為替変動リスクをヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（主として取引先企業）の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引の実行・管理については、社内ルールに従い、管理及び財務担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,147	2,147	－
(2) 受取手形及び売掛金	25,918		
貸倒引当金（*1）	△26		
	25,891	25,891	－
(3) 投資有価証券	4,247	4,247	－
資産計	32,287	32,287	－
(1) 支払手形及び買掛金	17,845	17,845	－
(2) 短期借入金	14,469	14,469	－
(3) 1年内返済予定の長期借入金	3,071	3,071	－
(4) 長期借入金	6,430	6,447	16
負債計	41,817	41,834	16
デリバティブ取引（*2）	9	9	－

（*1）受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式の時価については、取引所の価格によっており、債券については取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 1年内返済予定の長期借入金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている受取手形及び売掛金、並びに支払手形及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該受取手形及び売掛金、並びに支払手形及び買掛金の時価に含めて記載しております。

- (注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	148

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 3,782円19銭
2. 1株当たり当期純利益 214円88銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

○UGホールディングス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 新 田 泰 生 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 俣 野 朋 子 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、○UGホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、○UGホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

(次頁に続く)

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,845	流動負債	8,797
現金及び預金	19	短期借入金	5,660
前払費用	56	1年内返済予定の長期借入金	2,724
未収収益	5	リース債務	163
関係会社短期貸付金	6,300	未払金	159
その他の	464	未払費用	6
貸倒引当金	△0	未払法人税等	54
固定資産	24,309	前受金	10
有形固定資産	2,681	預り金	4
建物	558	賞与引当金	15
構築物	17	固定負債	6,351
工具、器具及び備品	27	長期借入金	5,704
土地	1,757	リース債務	319
リース資産	314	債務保証損失引当金	111
建設仮勘定	6	資産除去債務	7
無形固定資産	157	長期預り保証金	210
ソフトウェア	110	負債合計	15,149
ソフトウェア仮勘定	35	純資産の部	
リース資産	12	株主資本	15,340
その他の	0	資本金	6,495
投資その他の資産	21,470	資本剰余金	6,149
投資有価証券	3,815	資本準備金	6,144
関係会社株式	16,394	その他資本剰余金	4
関係会社長期貸付金	3,135	利益剰余金	2,723
繰延税金資産	1,124	利益準備金	858
その他の	73	その他利益剰余金	1,864
貸倒引当金	△3,072	繰越利益剰余金	1,864
資産合計	31,154	自己株式	△27
		評価・換算差額等	664
		その他有価証券評価差額金	664
		純資産合計	16,005
		負債・純資産合計	31,154

招集ご通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		
関係会社受取配当金	616	
経営管理料	709	
情報サービス売上高	316	
貸貨収入	162	
金融収益	89	1,895
売上原価		
情報サービス売上原価	253	
貸貨原価	88	
金融費用	64	406
売上総利益		1,489
販売費及び一般管理費		657
営業利益		832
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	101	
その他の	38	139
営業外費用		
支払利息	53	
その他の	70	123
経常利益		848
特別損失		
投資有価証券評価損	14	14
税引前当期純利益		834
法人税、住民税及び事業税	△50	
法人税等調整額	132	81
当期純利益		752

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	利益準備金	その他利益 剰余金
2019年4月1日残高	6,495	6,144	4	858	1,445
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△333
当期純利益					752
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	419
2020年3月31日残高	6,495	6,144	4	858	1,864

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 等 差 額	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	
2019年4月1日残高	△25	14,923	1,927	16,850
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△333		△333
当期純利益		752		752
自己株式の取得	△2	△2		△2
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△1,262	△1,262
事業年度中の変動額合計	△2	417	△1,262	△845
2020年3月31日残高	△27	15,340	664	16,005

招集(通知)

事業報告

連結計算書類/監査報告

計算書類/監査報告

株主総会参考書類

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び
評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

当社は、連結納税制度を適用しております。

- (3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	442百万円
関係会社に対する短期金銭債務	231百万円
関係会社に対する長期金銭債務	330百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	2,285百万円
3. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
投資有価証券	1,657百万円
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	1,410百万円
1年内返済予定の長期借入金	574百万円
長期借入金	1,014百万円
	<hr/>
計	2,998百万円
4. 保証債務	
関係会社の金融機関等からの借入に対する債務保証	2,777百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
関係会社に対する売上高	1,809百万円
関係会社からの仕入高	0百万円
関係会社とのその他の営業取引高	300百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	3百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	11,002株	828株	－	11,830株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加828株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金 381百万円

賞与引当金 4百万円

関係会社貸倒引当金 932百万円

債務保証損失引当金 33百万円

資産除去債務 2百万円

減損損失 524百万円

関係会社株式 1,444百万円

減価償却超過額 3百万円

その他 27百万円

繰延税金資産小計 3,354百万円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △183百万円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △1,740百万円

評価性引当額小計 △1,923百万円

繰延税金資産合計 1,430百万円

繰延税金負債

有形固定資産 0百万円

投資有価証券 1百万円

その他有価証券評価差額金 303百万円

繰延税金負債合計 306百万円

繰延税金資産の純額 1,124百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業 関係 上係				
子会社	㈱うおいち	2,000	水産物 荷受事業	(所有) 直接 100.0	3人	経営管理等	経営管理料 の受入 (注) 1	433	未収入金	39
							剰余金の配 当の受入 (注) 4	450	-	-
							資金の貸付 (注) 2	41,380	関係会社 短期貸付金	6,300
							資金の回収 (注) 2	44,680		
							給与弁済金 の支払 (注) 3	161	未払金	0
子会社	㈱シヨク リユー	5,211	市場外 水産物 卸売事業	(所有) 直接 100.0	2人	経営管理等	経営管理料 の受入 (注) 1	237	未収入金	21
子会社	㈱兵殖	50	養殖事業	(所有) 直接 100.0	1人	経営管理等	保証債務 (注) 5	2,774	-	-
子会社	舞洲流通 センター(株)	100	物流事業	(所有) 直接 100.0	1人	経営管理等	資金の貸付 (注) 2、7	239	関係会社 長期貸付金	463
							資金の回収 (注) 2、7	190		
子会社	関空トレー ディング(株)	20	食加工品 業	(所有) 直接 100.0	1人	経営管理等	資金の貸付 (注) 2、8	106	関係会社 長期貸付金	1,838
							資金の回収 (注) 2、8	75		
子会社	㈱トップ	10	リース業	(所有) 直接 100.0	1人	経営管理等	リース債務 の返済 (注) 6	49	リース債務 (流動)	96
							リース債務 利息の支払 (注) 6	3	リース債務 (固定)	319
子会社	ダイワ サミット(株)	20	食加工品 業	(所有) 直接 100.0	1人	経営管理等	資金の貸付 (注) 2、9	884	関係会社 長期貸付金	834
							資金の回収 (注) 2、9	890		

招集ご通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 経営管理料については、グループ運営に関する契約に基づき決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 給与弁済金については、契約条件により決定しております。
4. 剰余金の配当については、子会社の株主総会決議により決定しております。
5. 保証債務については、子会社の借入金に対する保証であります。
6. リース債務の返済及びリース債務利息の支払については、契約条件により決定しております。
7. 舞洲流通センター(株)への関係会社長期貸付金に対し、463百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において49百万円の貸倒引当金繰入額を営業外費用に計上しております。
8. 関空トレーディング(株)への関係会社長期貸付金に対し、1,806百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において21百万円の貸倒引当金繰入額を営業外費用に計上しております。
9. ダイワサミット(株)への関係会社長期貸付金に対し、779百万円の貸倒引当金を計上しております。
10. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,883円58銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 135円60銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

○UGホールディングス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 新 田 泰 生 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 俣 野 朋 子 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、○UGホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

(次頁に続く)

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

（次頁に続く）

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

OUGホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	玉	田	耕	也	㊟
社外監査役	小	竹	伸	幸	㊟
社外監査役	和	田		徹	㊟
社外監査役	伊	藤	博	通	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への安定かつ継続的な利益還元を重視しつつ経営基盤の安定強化に留意し、安定配当を行うことを基本方針としております。

この方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金60円 配当総額 333,027,720円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日といたします。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	かつ だ のぼる 勝 田 昇 (1951年7月26日生)	1974年4月 当社入社 2006年6月 当社執行役員商品事業本部商品部 マネージャー 2006年10月 大阪魚市場株式会社（現 株式会社う おいち）執行役員商品事業本部商品部 マネージャー 2008年6月 同社取締役専務執行役員商品事業本部 本部長 2011年5月 関空トレーディング株式会社取締役 2013年5月 株式会社ショクリュー代表取締役社長 社長執行役員 2013年6月 当社取締役 2014年6月 当社取締役、グループ戦略担当 2017年5月 株式会社兵殖取締役 株式会社ショクリュー取締役会長 （現任） 株式会社うおいち取締役（現任） 2017年6月 当社代表取締役社長、グループ経営推 進担当、グループ戦略担当（現任）	9,865株
<p>【取締役候補者とした理由】 勝田昇氏は、当社および当社グループ会社の経営者として、当社グループの中核事業である水産物荷 受事業ならびに市場外水産物卸売事業の経営に係る豊富な経験と高い見識を有しており、当該経験・ 見識に基づきグループ全体のコーポレートガバナンスを適切に行うことにより、グループ経営を推進 できると判断したものであります。</p>			

候補者番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	なか え かず お 中 江 一 夫 (1954年6月8日生)	1978年4月 当社入社 2004年10月 株式会社奈良魚市顧問 2005年5月 同社取締役総務部長 2006年9月 同社取締役辞任 2006年10月 当社執行役員経営基盤グループマネージャー 2008年4月 当社常務執行役員経営基盤グループ 2018年6月 当社取締役経営基盤グループ・CSR担当(現任) 2019年5月 株式会社トップ取締役 株式会社トウニチ水産取締役 株式会社兵殖取締役(現任) 2020年5月 関空トレーディング株式会社取締役(現任)	5,627株
<p>【取締役候補者とした理由】 中江一夫氏は、当社経営基盤グループにおいて、長年にわたり総務、人事、経理、財務の分野に携わり、豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの経験と見識を経営全般に活かすことにより、グループ経営の推進に貢献できると判断したものであります。</p>			
3	はし づめ やす よし 橋 爪 康 至 (1956年5月31日生)	1975年4月 当社入社 2006年10月 大阪魚市場株式会社(現 株式会社うおいち)商品事業本部商品部Bチームリーダー 2010年7月 同社商品事業本部商品部マネージャー 2012年4月 同社執行役員商品事業本部商品部マネージャー 2013年5月 同社取締役常務執行役員商品事業本部本部長 2014年5月 同社取締役専務執行役員商品事業本部本部長 2015年4月 同社取締役専務執行役員商品事業本部本部長兼営業企画室担当 2015年5月 関空トレーディング株式会社取締役 2017年5月 株式会社うおいち代表取締役社長 社長執行役員(現任) 2017年6月 当社取締役、グループ戦略担当(現任)	10,881株
<p>【取締役候補者とした理由】 橋爪康至氏は、当社グループの中核会社である株式会社うおいちの代表取締役社長として、長年培ってきた水産物流通に係る豊富な経験と幅広い見識を有しており、水産物荷受事業の監督を適切に行うことにより、当該事業の成長を通じて、グループ経営の推進に貢献できると判断したものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	うめじましんや 梅島信也 (1955年9月19日生)	1979年4月 大栄太源株式会社(現 株式会社ショクリュー)入社 2006年7月 同社関東営業支社広域営業部部长 2009年4月 同社東日本支社営業部部长 2010年4月 同社執行役員東日本支社営業部部长 2013年6月 同社常務執行役員東日本支社副支社長兼営業部部长 2014年4月 同社常務執行役員東日本支社支社長 2014年5月 同社取締役常務執行役員東日本支社支社長 2016年5月 同社取締役専務執行役員管理本部本部長 2017年5月 同社代表取締役社長 社長執行役員(現任) 2017年6月 当社取締役、グループ戦略担当(現任)	1,562株
【取締役候補者とした理由】 梅島信也氏は、当社グループの中核会社である株式会社ショクリューの代表取締役社長として、長年培ってきた水産物流通に係る豊富な経験と幅広い見識を有しており、市場外水産物卸売事業の監督を適切に行うことにより、当該事業の成長を通じて、グループ経営の推進に貢献できると判断したものであります。			
5	みうらまさはる 三浦正晴 (1948年5月22日生)	1975年4月 検事任官 2002年8月 那覇地方検察庁検事正 2004年9月 法務省入国管理局長 2007年6月 大阪地方検察庁検事正 2010年1月 福岡高等検察庁検事長 2011年5月 弁護士登録 2011年5月 河上法律事務所入所 2013年6月 三井金属鉱業株式会社社外監査役 2014年6月 当社社外取締役(現任) 2015年5月 銀座中央法律事務所代表(現任) 2019年6月 三井金属鉱業株式会社社外取締役(現任)	1,304株
【社外取締役候補者とした理由】 三浦正晴氏は、弁護士の資格を有しており、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しており、これらの経験と見識を客観的な立場で当社の経営に活かすことができると判断したものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。			

候補者番号	ふりがな 氏(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	おびのよしあき 荻野義明 (1954年5月16日生)	1977年4月 サントリー株式会社(現 サントリーホールディングス株式会社)入社 2008年3月 同社中・四国支社長 2009年4月 サントリーピア&スピリッツ株式会社(現 サントリー酒類株式会社)執行役員中・四国支社長 2009年9月 同社執行役員近畿営業本部長 2010年4月 サントリーホールディングス株式会社執行役員 サントリーピア&スピリッツ株式会社(現 サントリー酒類株式会社)常務取締役近畿営業本部長 2013年10月 同社常務取締役営業推進本部長 2014年10月 同社専務取締役営業統括本部長 サントリービール株式会社取締役 2015年4月 サントリーホールディングス株式会社顧問 サンリーブ株式会社代表取締役社長 2019年6月 当社社外取締役(現任) 2020年3月 株式会社越後鶴亀代表取締役社長(現任) 2020年4月 サントリーホールディングス株式会社社友(現任)	327株
【社外取締役候補者とした理由】 荻野義明氏は、サントリーホールディングス株式会社および同社グループ会社の経営者として、長年培ってきた企業経営に係る豊富な経験と高い見識を有しており、これらの経験と見識を客観的な立場で当社の経営に活かすことができると判断したものであります。また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 三浦正晴および荻野義明の両氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、三浦正晴および荻野義明の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役玉田耕也、和田徹、伊藤博通の3氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	和田徹 (1955年3月23日生)	1985年4月 弁護士登録 2003年2月 フェニックス法律事務所共同代表 (現任) 2003年3月 ダイトエレクトロン株式会社 (現 ダイトロン株式会社) 社外監査役 2003年6月 大栄太源株式会社 (現 株式会社ショクリュー) 社外監査役 2012年6月 当社社外監査役(現任) 2017年3月 ダイトロン株式会社社外取締役 (現任)	464株
<p>【社外監査役候補者とした理由】 和田徹氏は、弁護士の資格を有しており、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を客観的な立場で当社の監査業務に活かすことができると判断したものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。</p>			
2	※ 辰清広 (1958年2月7日生)	1983年4月 当社入社 2006年10月 大阪魚市場株式会社(現 株式会社うおいち) 事務管理本部管理部部长 2008年7月 同社事務管理本部北部管理グループ リーダー 2010年7月 同社事務管理本部大阪管理部部长 2012年4月 同社執行役員事務管理本部 大阪管理部部长 2016年5月 株式会社トップ取締役 2018年4月 株式会社うおいち常務執行役員 事務管理本部大阪管理部部长 2018年5月 同社常務執行役員事務管理本部 副本部長兼大阪管理部部长	401株
<p>【監査役候補者とした理由】 辰清広氏は、当社グループの中核会社である株式会社うおいちで長年培ってきた事務管理分野における業務経験と幅広い見識を当社の監査業務に活かすことができると判断したものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	※ いし かわ ひで き 石川英機 (1965年5月20日生)	1989年4月 農林中央金庫入庫 2003年7月 同庫開発投資部部長代理 2005年2月 同庫営業第二部部長代理 2008年7月 同庫企画管理部部長代理 2010年7月 同庫投融資企画部副部長 2013年6月 同庫農林水産環境統括部主任考査役 2014年7月 同庫農林水産環境事業部長 2016年6月 同庫株式投資部長 2020年4月 同庫営業企画部参事役 2020年5月 株式会社ショクリュー監査役(現任)	一株
【社外監査役候補者とした理由】 石川英機氏は、長年培ってきた金融機関における業務経験と幅広い見識を客観的な立場で当社の監査業務に活かすことができると判断したものであります。			

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 和田徹および石川英機の両氏は、社外監査役候補者であります。
4. 当社は、和田徹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

株主総会会場ご案内図



場 所 大阪市福島区野田一丁目1番86号
大阪市中央卸売市場内
業務管理棟16階大ホール

交通機関 JR環状線野田駅徒歩約10分
地下鉄千日前線玉川駅(⑥号出口)徒歩約10分

【お願い】 ご来場に際しましては、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます